

寒川町事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月6日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第7号

寒川町事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則

寒川町事務分掌等に関する規則(昭和57年寒川町規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

(課等及び担当の設置)

第2条 寒川町部設置条例第1条に規定する部に次の課等及び担当を置く。

町長室

秘書担当

倉見拠点づくり担当

特命担当

企画部

企画政策課 企画マーケティング担当

財政課 財政担当 契約検査担当

広報戦略課 広報プロモーション担当

資産経営課 資産マネジメント担当

総務部

総務課 庁舎管理担当 行政管理担当

人事課 人事給与担当 職員力推進担当

税務収納課 町民税担当 資産税担当 収納担当

デジタル推進課 D X推進担当 情報システム担当

町民部

町民協働課 協働推進担当

町民安全課 災害対策担当 防犯・交通安全担当 消防担当

町民窓口課 総合窓口担当 相談・人権担当

スポーツ課 スポーツ推進担当 スポーツ施設担当

子ども育成部

子ども政策課 子ども政策担当

子育て支援課 子ども家庭担当 のびのびすくすく担当

保育幼稚園課 保育幼稚園担当 学童保育担当

健康福祉部

福祉課 総務担当 障がい福祉担当

高齢介護課 高齢福祉担当 介護保険担当

保険年金課 年金担当 国保・高齢者医療担当

健康づくり課 健康づくり担当

環境経済部

産業振興課 商工労政担当 観光担当 企業支援担当

農政課 農政担当

環境課 環境保全担当 資源廃棄物担当

都市建設部

道路課 管理担当 整備担当

下水道課 管理担当 整備担当

都市計画課 都市計画・開発指導担当 都市みどり担当

都市整備課 市街地整備担当

(課等の事務分掌)

第3条 前条に規定する課等の事務分掌は、次のとおりとする。

町長室

秘書担当

- (1) 町長及び副町長の秘書に関する事。
- (2) 儀式及び交際に関する事。
- (3) 表彰及びほう賞に関する事。
- (4) 町長乗用車の運行に関する事。
- (5) 町長及び副町長の事務引継ぎに関する事。
- (6) 室内の庶務に関する事。
- (7) 室内の事務連絡に関する事。

倉見拠点づくり担当

- (1) ツインシティ倉見地区のまちづくりの推進に関する事。
- (2) 東海道新幹線新駅設置対策に関する事。

特命担当

- (1) 町長が特に指示した事項に関する事。
- (2) プロジェクトチームの編成に関する事。
- (3) 町長公約の推進に関する事。

企画部

企画政策課

企画マーケティング担当

- (1) 行政施策の総合的企画、調整及び評価に関する事。
- (2) 行政組織の企画に関する事。
- (3) 総合計画に関する事。
- (4) まち・ひと・しごと創生総合戦略並びに人口施策及び移住・定住促進施策に係る総合的企画、調整及び推進に関する事。
- (5) 広域行政に関する事。
- (6) 経営戦略会議、経営戦略調整会議及び全庁会議に関する事。
- (7) 行政サービス改革に関する事。

- (8) 地方分権に関すること。
- (9) 事務改善に関すること。
- (10) マーケティング及びブランディングに係る総合的企画及び調整に関すること。
- (11) 課の庶務に関すること。
- (12) 部内の事務連絡に関すること。

財政課

財政担当

- (1) 予算編成に関すること。
- (2) 予算の配当及び執行管理に関すること。
- (3) 財政計画に関すること。
- (4) 町債及び一時借入金に関すること。
- (5) 地方交付税等に関すること。
- (6) 財政状況の公表に関すること。
- (7) 決算における主要な施策の成果説明及び決算統計に関すること。
- (8) 基金の運用管理に関すること。
- (9) 手数料等の収入（広告に係る収入を除く。）の総括に関すること。
- (10) 課の庶務に関すること。

契約検査担当

- (1) 工事請負契約及びこれに係る委託契約の執行に関すること。
- (2) 工事請負契約及び委託契約の総括管理に関すること。
- (3) 物品の購入契約及び検収に関すること。
- (4) 契約業者の入札参加資格の審査及び登録に関すること。
- (5) 工事等の検査に関すること。
- (6) 国庫補助金対象工事に伴う検査の調整に関すること。

- (7) 土木、建築工事等の施工基準に関すること。
- (8) 公共工事に伴う建設廃材の調整に関すること。

広報戦略課

広報プロモーション担当

- (1) 広報活動の総合的企画及び調整に関すること。
- (2) ブランディングに係る普及啓発に関すること。
- (3) 広報紙その他の広報刊行物の編集及び発行に関すること。
- (4) 広報番組の企画及び制作に関すること。
- (5) インターネットホームページ及びソーシャルネットワーキングサービスの管理及び運用に関すること。
- (6) 報道機関との連絡に関すること。
- (7) 町章並びに町の木、町の花及び町の鳥の表徴に関すること。
- (8) 課の庶務に関すること。

資産経営課

資産マネジメント担当

- (1) 公共施設等総合管理計画の進行管理に関すること。
- (2) 公有財産管理の総括調整に関すること。
- (3) 普通財産の管理、貸付及び処分に関すること。
- (4) 借用地に関すること。
- (5) 公有財産の保険（建物災害共済及び総合賠償補償保険）に関すること。
- (6) 行政境界に関すること。
- (7) 土地開発公社に関すること。
- (8) 地価公示法（昭和44年法律第49号）に関すること。
- (9) 不動産評価委員会に関すること。

- (10) 建築営繕工事及び受託工事の設計、施工、監理及び監督に関すること。
- (11) 建築設計、工事等の予算見積りに関すること。
- (12) 指定管理者制度に関すること。
- (13) 公民連携による公共施設マネジメントに関すること。
- (14) 財源確保に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (15) 広告事業及び協賛金収入に係る企画及び調整に関すること。
- (16) 施設等の命名権に係る企画及び調整に関すること。
- (17) 寄附金及び寄附物品の採納に関すること。
- (18) ふるさと納税に係る企画及び調整に関すること。
- (19) 課の庶務に関すること。

総務部

総務課

庁舎管理担当

- (1) 庁舎（一之宮分庁舎を除く。）の維持管理及び使用許可に関すること。
- (2) 庁用自動車の管理及び運用に関すること。
- (3) 町が管理する建物、工作物等の維持及び補修に関すること。
- (4) 公有財産の保険（自動車損害共済）に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。
- (6) 部内の事務連絡に関すること。

行政管理担当

- (1) 条例、規則等の制定、改廃等の手続に関すること。
- (2) 例規集の編集及び管理に関すること。
- (3) 議会の招集、議案の審査等に関すること。

- (4) 議会及び執行機関との連絡調整に関すること。
- (5) 公告式に関すること。
- (6) 訴訟に関すること。
- (7) 自治行政法律相談に関すること。
- (8) 公印の管理に関すること。
- (9) 文書の収受、発送、審査、印刷及び保存に関すること。
- (10) 情報公開制度に関すること。
- (11) 個人情報保護制度に関すること。
- (12) 固定資産評価審査委員会に関すること。
- (13) 統計法（平成19年法律第53号）に基づく統計調査に関すること。
- (14) 庶務会議に関すること。
- (15) 寒川文書館との連絡調整に関すること。

人事課

人事給与担当

- (1) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- (2) 職員の任免、賞罰、服務及び身分に関すること。
- (3) 特別職報酬等審議会に関すること。
- (4) 職員の公務災害補償等に関すること。
- (5) 職員の福利厚生に関すること。
- (6) 職員の労働安全衛生に関すること。
- (7) 職員の旅費に関すること。
- (8) 職員団体に関すること。
- (9) 市町村職員共済組合及び市町村職員退職手当組合に関すること。
- (10) 課の庶務に関すること。

職員力推進担当

- (1) 職員の定数及び配置に関すること。
- (2) 職員の選考及び試験に関すること。
- (3) 職員の人事評価に関すること。
- (4) 職員の研修に関すること。
- (5) 行政組織の調整に関すること。

税務収納課

町民税担当

- (1) 町民税、県民税及び森林環境税の調査、賦課、調定、減免及び納期限の延長に関すること。
- (2) 軽自動車税の調査、賦課、調定、減免及び納期限の延長に関すること。
- (3) 法人町民税の調査、調定及び減免に関すること。
- (4) 町たばこ税の調査及び調定に関すること。

資産税担当

- (1) 固定資産税及び都市計画税の調査、賦課、調定、減免及び納期限の延長に関すること。
- (2) 固定資産の評価及び価格の決定に関すること。
- (3) 特別土地保有税に関すること。
- (4) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
- (5) 固定資産関係の諸証明に関すること。

収納担当

- (1) 調定に関すること。
- (2) 町税の不納欠損処分に関すること。
- (3) 町税の徴収に関すること。
- (4) 町税の徴収嘱託及び受託に関すること。

- (5) 税制に関する調査及び研究に関すること。
- (6) 町税に関する審査請求に関すること。
- (7) 町税の統計に関すること。
- (8) 町税関係の諸証明に関すること。
- (9) 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料及び保育料の
滞納整理（移管を受けたものに限る。）に関すること。
- (10) 課専用公印の管理に関すること。
- (11) 課の庶務に関すること。

デジタル推進課

D X 推進担当

- (1) 情報施策の総合的企画及び調整に関すること。
- (2) 自治体D X の推進に関すること。
- (3) 課の庶務に関すること。

情報システム担当

- (1) コンピュータによる事務処理に関すること。
- (2) コンピュータによるシステム開発に関すること。
- (3) I C T 技術の研究及び利活用に関すること。

町民部

町民協働課

協働推進担当

- (1) 寒川町自治基本条例（平成18年寒川町条例第32号）に関すること。
- (2) 地域担当職員制度に関すること。
- (3) 住民活動の推進及び支援に関すること。
- (4) ボランティア活動団体及び民間非営利組織の掌握に関すること。
- (5) まちづくり懇談会に関すること。

- (6) まちづくり推進会議に関する事。
- (7) 自治会等の地縁団体に関する事。
- (8) 地域集会施設の指定管理者による管理に関する事。
- (9) 姉妹都市及び都市間交流に関する事。
- (10) 課の庶務に関する事。
- (11) 部内の事務連絡に関する事。

町民安全課

災害対策担当

- (1) 町民の危機管理に関する事。
- (2) 防災会議に関する事。
- (3) 地域防災計画に関する事。
- (4) 災害対策本部及び地震災害警戒本部に関する事。
- (5) 防災備蓄品の保守管理に関する事。
- (6) 防災行政無線の管理及び運用に関する事。
- (7) 防災意識の啓発に関する事。
- (8) 自主防災組織に関する事。
- (9) 水防に関する事。
- (10) 国民保護協議会に関する事。
- (11) 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関する事。
- (12) 防災協会及び治水砂防協会に関する事。
- (13) 災害対策に係る関係機関との連絡調整に関する事。
- (14) 自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事。
- (15) 課の庶務に関する事。

防犯・交通安全担当

- (1) 防犯対策に関する事。

- (2) 一之宮分庁舎の管理及び使用に関する事。
- (3) 交通安全対策の企画及び推進に関する事。
- (4) 交通安全思想の普及宣伝及び安全教育に関する事。
- (5) 交通指導員に関する事。
- (6) 交通安全対策協議会等に関する事。
- (7) 自転車駐車場に関する事。
- (8) 放置自転車対策に関する事。

消防担当

- (1) 消防団員の任免、服務その他人事に関する事。
- (2) 消防団業務の企画調整に関する事。
- (3) 消防団車両、施設及び資機材の整備及び維持管理に関する事。
- (4) 消防水利及び街頭消火器の整備及び維持管理に関する事。
- (5) 開発行為等に対する消防水利等の設置指導に関する事。
- (6) 消防庁舎の整備及び維持管理に関する事。
- (7) 消防財産の取得及び管理に関する事。
- (8) 消防の広域運営調整に関する事。
- (9) その他消防に関する事。

町民窓口課

総合窓口担当

- (1) 町業務の総合案内に関する事。
- (2) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関する事。
- (3) 町税関係の諸証明の発行に関する事。
- (4) 破産者、成年被後見人等及び犯罪人名簿に関する事。
- (5) 埋火葬、改葬の許可及び火葬の事務委託に関する事。
- (6) 死産届の受理に関する事。

- (7) 人口動態調査票の作成に関すること。
- (8) 個人番号カードの申請、交付及び登録事項変更に関すること。
- (9) 公的個人認証サービスに関すること。
- (10) 課専用公印の管理に関すること。
- (11) 一般旅券の申請受理等の事務委託に関すること。
- (12) 自動車の臨時運行許可及び住宅用家屋証明に関すること。
- (13) 課の庶務に関すること。

相談・人権担当

- (1) 陳情、要望、相談等の受付及び処理に関すること。
- (2) 町民相談に関すること。
- (3) 人権啓発の推進に関すること。
- (4) 近親者間暴力に関すること。
- (5) 犯罪被害者等の支援に関すること。
- (6) 自殺対策に関すること。
- (7) 平和思想の推進及び普及に関すること。
- (8) 男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進に関すること。
- (9) 消費生活に関すること。
- (10) 国際理解及び国際交流の推進に関すること。

スポーツ課

スポーツ推進担当

- (1) スポーツ及びレクリエーション活動推進に係る調査、研究及び企画
に関すること。
- (2) スポーツ及びレクリエーション関係団体並びに指導者の指導育成に
関すること。
- (3) スポーツ及びレクリエーションに関する各種事業の開催に関するこ

と。

- (4) スポーツ推進委員に関すること。
- (5) スポーツ推進審議会に関すること。
- (6) 課の庶務に関すること。

スポーツ施設担当

- (1) 寒川総合体育館及びパンプトラックさむかわの指定管理者による管理に関すること。
- (2) 寒川町営プールの指定管理者による管理に関すること。
- (3) 田端スポーツ公園の指定管理者による管理に関すること。
- (4) 倉見スポーツ公園の管理運営に関すること。
- (5) さむかわテニスコートの指定管理者による管理に関すること。

子ども育成部

子ども政策課

子ども政策担当

- (1) 子ども・子育て施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援事業計画及び子ども・子育て会議に関すること。
- (3) 子ども・若者育成支援に係る企画及び調整に関すること。
- (4) こどもの貧困の解消に向けた対策に係る企画及び調整に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。
- (6) 部内の事務連絡に関すること。

子育て支援課

子ども家庭担当

- (1) 子育てサポートセンター業務に関すること。
- (2) 児童の遊び場の遊具の管理に関すること。
- (3) 母子及び父子世帯並びに児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関す

ること。

- (4) 小児の医療費の助成及び養育医療に関すること。
- (5) 児童手当に関すること。
- (6) ひとり親家庭等の医療費の助成に関すること。
- (7) 寒川町立ひまわり教室の運営に関すること。
- (8) 不育症治療費の助成に関すること。
- (9) 妊婦のための支援給付に関すること。
- (10) 課の庶務に関すること。

のびのびすくすく担当

- (1) こども家庭センターに関すること。
- (2) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第2章に規定する母子保健の向上に関する措置に関すること。
- (3) 児童虐待防止に関すること。
- (4) ヤングケアラーの支援に関すること。
- (5) 乳児家庭全戸訪問事業に関すること。
- (6) 養育支援訪問事業に関すること。
- (7) 子育て世帯訪問支援事業に関すること。
- (8) 親子関係形成支援事業に関すること。
- (9) 妊婦等包括相談支援事業に関すること。
- (10) 子どもの予防接種に関すること。

保育幼稚園課

保育幼稚園担当

- (1) 認可保育所、認定こども園、幼稚園及び地域型保育事業に関すること。
- (2) 地域型保育事業の認可に関すること。
- (3) 認可保育所、認定こども園（保育所部分に限る。）及び地域型保育事

業の入所に関すること。

- (4) 認定こども園及び地域型保育事業の保育料の決定に関すること。
- (5) 認可保育所の保育料の賦課及び徴収（税務収納課に移管したものを除く。）に関すること。
- (6) 認可保育所等の確認及び認可に係る監査に関すること。
- (7) 子育てのための施設等利用給付に関すること。
- (8) 子どものための教育・保育給付に関すること。
- (9) 課の庶務に関すること。

学童保育担当

- (1) 放課後児童健全育成事業に関すること。
- (2) その他放課後児童クラブに関すること。

健康福祉部

福祉課

総務担当

- (1) 福祉施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 民生委員推薦会及び民生委員児童委員に関すること。
- (3) 生活保護世帯の支援に関すること。
- (4) 生活困窮世帯の相談に関すること。
- (5) 災害援護に関すること。
- (6) 戦傷病者、戦没者遺族等に関すること。
- (7) 原子爆弾被爆者に関すること。
- (8) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- (9) 社会福祉協議会との連携に関すること。
- (10) 福祉活動センターの指定管理者による管理に関すること。
- (11) 社会福祉団体（別に定めるものを除く。）及び援護団体に関するこ

と。

- (12) 日本赤十字社に関すること。
- (13) 避難行動要支援者の支援に関すること。
- (14) 孤独・孤立対策に関すること。
- (15) 課専用公印の管理に関すること。
- (16) 課の庶務に関すること。
- (17) 部内の事務連絡に関すること。

障がい福祉担当

- (1) 障害者総合支援制度に関すること。
- (2) 身体障害者の福祉に関すること。
- (3) 知的障害者の福祉に関すること。
- (4) 精神障害者の福祉に関すること。
- (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく通所支援に関すること。
- (6) 障害者団体の育成指導に関すること。
- (7) 障害者医療費の助成に関すること。
- (8) 障害者虐待防止に関すること。

高齢介護課

高齢福祉担当

- (1) 高齢者保健福祉計画に関すること。
- (2) 高齢者福祉事業の実施に関すること。
- (3) 高齢者福祉の相談及び指導に関すること。
- (4) 公益財団法人寒川町シルバー人材センターとの連携に関すること。
- (5) 高齢者在宅サービスに関すること。
- (6) 敬老金の支給に関すること。
- (7) 高齢者団体の指導育成に関すること。

- (8) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）の施行事務に関すること。
- (9) 湘南広域福祉事業に関すること。
- (10) ふれあいセンターの指定管理者による管理に関すること。
- (11) 老人福祉施設等の設置に関すること。
- (12) 課の庶務に関すること。

介護保険担当

- (1) 介護保険事業計画に関すること。
- (2) 介護保険料の賦課及び徴収（税務収納課に移管したものを除く。）に関すること。
- (3) 介護保険の保険給付に関すること。
- (4) 介護保険被保険者の資格の得喪に関すること。
- (5) 地域密着型サービス、指定居宅介護支援サービス事業及び介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。
- (6) 指定介護サービス事業所、介護保険施設等に対する指導監督に関すること。
- (7) 介護認定に関すること。
- (8) 介護保険の諸統計に関すること。
- (9) 在宅医療・介護連携推進事業に関すること。
- (10) 地域包括支援センターに関すること。
- (11) 地域支援事業に関すること。
- (12) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関すること。

保険年金課

年金担当

- (1) 国民年金（福祉年金及び特別障害給付金を含む。）裁定請求書の受理、事実の審査及び送付に関すること。

- (2) 国民年金第1号被保険者に係る届出の受理、事実の審査及び送付に関すること。
- (3) 国民年金制度の普及及び相談に関すること。
- (4) 国民年金保険料の免除、納付猶予及び学生納付特例に係る届出及び申請の受理、事実の審査並びに送付に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。

国保・高齢者医療担当

- (1) 国民健康保険事業の運営に関すること。
- (2) 国民健康保険料の賦課及び徴収（税務収納課に移管したものを除く。）に関すること。
- (3) 国民健康保険の給付に関すること。
- (4) 国民健康保険被保険者の資格の得喪に関すること。
- (5) 国民健康保険運営協議会に関すること。
- (6) 国民健康保険の諸統計に関すること。
- (7) 後期高齢者医療に関すること。
- (8) 後期高齢者医療保険料の徴収（税務収納課に移管したものを除く。）に関すること。
- (9) 課専用公印の管理に関すること。

健康づくり課

健康づくり担当

- (1) 健康づくりに関すること。
- (2) 健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく健康増進事業に関すること。
- (3) 統括保健師の業務に関すること。
- (4) 国民健康保険被保険者の健康の保持及び増進に関すること。

- (5) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する事。
- (6) 各種予防接種（子育て支援課の主管に属するものを除く。）及び感染症予防に関する事。
- (7) 医師会その他の医療関係団体との連絡調整に関する事。
- (8) 健康管理センターの指定管理者による管理に関する事。
- (9) 墓地（町民窓口課の主管に属するものを除く。）に関する事。
- (10) 課の庶務に関する事。

環境経済部

産業振興課

商工労政担当

- (1) 商工業の活性化及び調整に関する事。
- (2) 商工業関係団体の指導及び育成に関する事。
- (3) 商店街整備及び共同施設に関する事。
- (4) 中心市街地活性化に関する事。
- (5) 計量器の検査に関する事。
- (6) 労働行政に関する事。
- (7) 勤労者福祉に関する事。
- (8) 産業全体の連携に関する事。
- (9) 課の庶務に関する事。
- (10) 部内の事務連絡に関する事。

観光担当

- (1) 観光資源の発掘及び活性化に関する事。
- (2) 観光関係団体の指導及び育成に関する事。
- (3) 観光及び特産物の宣伝に関する事。

企業支援担当

- (1) 企業等支援に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 企業等の情報の収集、分析等に関すること。
- (3) 企業等の経営改善策に関すること。

農政課

農政担当

- (1) 農業施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 農業の振興指導に関すること。
- (3) 農業振興地域に関すること。
- (4) 農業委員候補者の推薦の求め及び募集並びに評価及び選定に関する
こと。
- (5) 農業委員会との連絡調整に関すること。
- (6) 林業及び漁業に関すること。
- (7) 農業生産基盤の整備及び維持管理に関すること。
- (8) 家畜の感染症予防に関すること。
- (9) 課の庶務に関すること。

環境課

環境保全担当

- (1) 環境施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 地球温暖化防止対策及びエネルギー対策の推進に関すること。
- (3) 公害防止対策の推進及び指導並びに公害の調査及び苦情処理に関する
こと。
- (4) 環境美化の推進及び地域美化活動に関すること。
- (5) 鳥獣の捕獲及び飼養等の許可に関すること。
- (6) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく事務に関すること。
- (7) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に基づく

事務に関すること。

(8) スズメバチの巣の駆除に関すること。

(9) 課の庶務に関すること。

資源廃棄物担当

(1) 一般廃棄物の収集及び処理計画に関すること。

(2) 一般廃棄物の減量化及び資源化の推進に関すること。

(3) 一般廃棄物の収集運搬、処理及び最終処分に関すること。

(4) ごみ集積所の設置指導に関すること。

(5) ごみ集積所への不法投棄の防止に関すること。

(6) 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業に関すること。

(7) 一般廃棄物処理手数料の賦課及び徴収に関すること。

(8) 一般廃棄物処理の広域化に関すること。

(9) 公衆便所の維持管理に関すること。

都市建設部

道路課

管理担当

(1) 道路の認定、廃止、変更及び区域の決定に関すること。

(2) 道路、橋りょう、水路（他課の所管に属する水路を除く。以下同じ。）
の台帳整備に関すること。

(3) 道路及び水路の境界確認に関すること。

(4) 道路占用、汚水流入、水路占用及び特殊車両通行に係る許認可に関す
ること。

(5) 開発行為に係る調整に関すること。

(6) 狭あい道路用地の取得及び登記に関すること。

(7) 私道整備の補助金交付に関すること。

- (8) 道路敷の譲与、寄附採納及び払下げに関すること。
- (9) 道路巡視、応急処理等の道水路の維持管理に関すること。
- (10) 交通安全施設の整備及び改善に関すること。
- (11) 課の庶務に関すること。
- (12) 部内の事務連絡に関すること。

整備担当

- (1) 道路、橋りょう及び水路の計画及び新設改良工事に関すること。
- (2) 道路用地の取得及び登記に関すること。
- (3) 道路、橋りょう及び水路の維持及び補修に関すること。
- (4) 他課の所管に属しない都市計画道路に関すること。
- (5) 他の所管に属しない土木工事の予算見積りに関すること。

下水道課

管理担当

- (1) 下水道事業の予算の執行管理及び決算に関すること。
- (2) 公共下水道使用料の賦課及び徴収並びに改定に関すること。
- (3) 下水道業務の経営状況、運営及び資金管理に関すること。
- (4) 下水道運営審議会に関すること。
- (5) 消費税の確定申告に関すること。
- (6) 地方公営企業決算状況調査に関すること。
- (7) 公共下水道施設の維持管理及び補修に関すること。
- (8) 公共下水道台帳の整備管理に関すること。
- (9) 排水設備に関すること。
- (10) 公共下水道の普及促進に関すること。
- (11) 公共下水道に排除する汚水の水質管理に関すること。
- (12) 準用河川の維持管理に関すること。

- (13) 相模川流域下水道維持管理事業に関すること。
- (14) 開発行為に係る雨水及び汚水の指導に関すること。
- (15) 公共下水道事業に係る河川事務に関すること。
- (16) 公共下水道事業の企業債及び一時借入金に関すること。
- (17) 課の庶務に関すること。

整備担当

- (1) 公共下水道事業の計画策定に関すること。
- (2) 公共下水道建設事業の計画に関すること。
- (3) 相模川流域下水道建設事業に関すること。
- (4) 公共下水道建設財源の計画、要望及び管理に関すること。
- (5) 公共下水道施設の災害復旧に関すること。
- (6) 公共下水道建設用地の確保に関すること。
- (7) 公共下水道の設計、施工及び監督に関すること。
- (8) 公共下水道工事に伴う地下埋設物等障害物件に係る事前調査及び調整に関すること。
- (9) 事業計画区域内の私道に対しての下水道施設設置に関すること。
- (10) 公共下水道工事に伴う建物補償に係る調査及び補償に関すること。

都市計画課

都市計画・開発指導担当

- (1) 都市計画に関すること。
- (2) 交通施策に関すること。
- (3) 国県道の整備促進及び調整に関すること。
- (4) 河川の整備促進及び調整に関すること。
- (5) 住宅施策の調査及び計画に関すること。
- (6) 開発行為等の指導及び規制に関すること。

- (7) 都市計画区域内での建築の確認及び指導に関すること。
- (8) 住居表示に関すること。
- (9) 町及び字の区域に関すること。
- (10) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく土地利用計画及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に関すること。
- (11) 駐車場対策（町民安全課の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (12) 都市計画道路宮山線に係る国及び県との連絡調整に関すること。
- (13) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく優良な住宅の造成の認定等に関すること。
- (14) 課の庶務に関すること。

都市みどり担当

- (1) 公園、緑地等の計画、設計、施工及び監督に関すること。
- (2) 公園（一之宮公園を除く。）、緑地等の維持管理に関すること。
- (3) 公園台帳の整備に関すること。
- (4) 緑化対策の推進に関すること。
- (5) 緑化及び親水の推進に関する計画の策定及び調整に関すること。
- (6) 民有地及び公共施設の緑化指導に関すること。
- (7) 一之宮公園管理事務所との連絡調整に関すること。

都市整備課

市街地整備担当

- (1) 市街地整備に関すること。
- (2) 田端西地区のまちづくりの推進に関すること。
- (3) 寒川駅南口整備事業に関すること。
- (4) 寒川駅周辺整備事業に係る用地の管理に関すること。

(5) 課の庶務に関すること。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。